

健水発第 57 号

平成 13 年 7 月 16 日

各都道府県水道行政担当部(局)長あて

厚生労働省健康局水道課長通知

給水管等に係る衛生対策について

給水管等に係る衛生対策については、平成 4 年 12 月 21 日付厚生省生活衛生局水道環境部長通知において「水道水中の鉛濃度の一層の低減化を推進するため、概ね 10 年後の長期的目標を 0.01mg/L 以下とすべきであること」としていること、今般水道法の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 100 号)が平成 13 年 7 月 4 日に公布され情報提供の規定が設けられたこと等を踏まえ、下記事項について貴管下水道事業者等に対する周知指導方、よろしくご配意願いたい。なお、平成 12 年 12 月に配布した「鉛給水管布設替技術指針」(<http://www.mizudb.or.jp/>にも掲載)を適宜参考にされたい。

記

- 1 鉛管の布設替の促進及び pH 調整の実施に努めること。
- 2 水道利用者に対し水道水中の鉛に関する情報の提供を行うこと。